

独立行政法人勤労者退職金共済機構職員退職手当規程

(平成15年10月1日)

改正 平成18年10月2日

改正 平成21年12月1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第63条第2項及び就業規則第36条の規程に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(手当の種類)

第2条 退職手当は、退職金及び弔慰金とする。

(支給の対象)

第3条 退職手当は、勤務期間が6月以上の職員（臨時に勤務する職員等を除く。以下同じ。）が退職した場合にその者（職員が死亡した場合にはその遺族）に支給する。ただし、懲戒解雇された者又は禁錮以上の刑に処せられたことにより退職させられた者に対しては支給しない。

(支払期限)

第4条 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、次条から第7条及び第10条から第11条までの規定により計算した退職金の基本額に、第12条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(退職金の基本額)

第6条 退職金の基本額は、職員が退職し又は死亡した日における本給の月額に次条に定める支給割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が本給の月額の100分の5、500を超えるときは、本給の月額の100分の5、500とする。

2 前項の規定により算出した金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(退職金の基本額の支給割合)

第7条 退職金の基本額の支給の割合は、職員の勤続期間の区分に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100

(2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続期間1年につき100分の140

(3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続期間1年につき100分の180

(4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続期間1年につき100分の200

(5) 勤続30年を超える期間については、勤続期間1年につき100分の100

2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数についての支給割合は、前項各号の区分に従い月割して計算する。

(勤続期間の計算)

第8条 退職金の算定基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち就業規則第22条第1項の規定による介護休暇の期間若しくは同規則第23条第1項の規定による育児休業の期間又は同規則第29条第1項第1号から第3号までの規定による休職又は同規則第48条に規定する出勤停止の期間があるときは100分の50の割合により計算して得た期間を、同規則第29条第1項第4号又は第5号の規定による休職の期間があるときは当該休職事由によりその都度定める割合により計算して得た期間を前2項の規定により計算した勤続期間から除算する。

(国等の機関から復帰した職員等に対する退職金に係る特例)

第9条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第

2条第2項に規定する特定独立行政法人、若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職金は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国家公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（退職金の基本額の増減）

第10条 退職金の支給を受けるべき者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第6条の規定による退職金の基本額に、その基準となった本給の月額額の100分の500以内の額を加算することができる。

- (1) 負傷若しくは疾病によりその職に堪えず退職した場合又は死亡した場合
- (2) 勤続期間が10年以上であって、就業規則第33条第1号に該当して退職した場合

- (3) 予算定員の削減により退職させられた場合又は部、課等の廃止により配置転換が困難なため退職した場合
- (4) 勤続期間が15年以上であって、職務上特に功労のあった者が退職した場合
- (5) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

2 職員が第3条ただし書に規定する事由に準ずる事由により退職させられた場合又は勤務成績が著しく不良のため退職させられた場合においては、第6条による退職金の基本額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

(退職金の減額の特例)

第11条 職員が労働関係特殊法人厚生年金基金（以下「年金基金」という。）の加入員である期間（以下「加入員期間」という。）15年以上で退職し又は死亡した場合には、第6条の規定により計算して得た額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる勤続期間（加入員期間を勤続期間とみなした場合における当該勤続期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる本給月額が年金基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。この場合において、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

- (1) 勤続期間が15年の場合100分の1.5の割合
- (2) 勤続期間が15年を超え30年までの場合100分の1.5に15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた割合
- (3) 勤続期間が30年を超える場合100分の3の割合

2 年金基金の加入員であったことにより、既に退職金の減額を受けた者に対し、再び退職金を支給する場合の減額すべき額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により減額すべき額から、次の第1

号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(1) 再び支給する退職金の額の算出の基礎となる本給月額に基づいて、既に減額を受けた勤続期間について算出される対象額

(2) 既に減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合

3 前2項に規定する勤続期間の計算に当たって1年未満の月数が生じた場合は、第8条の規定にかかわらず、これを計算の基礎としない。

4 この条の規定による減額は、第6条の規定により支給する退職金の基本額を限度とする。

(退職金の調整額)

第12条 退職金の調整額は、退職し又は死亡した者の職員として引き続きいた在職期間の初日の属する月から当該在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第29条の規定による休職(業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第48条の規定による出勤停止の期間その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。))が1以上あるとき、同規則第23条の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。))による休職月等についてはその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて同一の区分ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数になるまでの休職月等、それ以外の事由についてはその月数の二分の一に相当する数になるまでの休職月等(いずれも当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)をそれぞれ在職期間から除外する。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。この場合に、月の途中で昇格又は降格する等により、1月に複数の区分に該当した場合は、調整月額は高い区分に該当する額とする。

(1) 第1号区分 50,000円

(2) 第2号区分 41,700円

(3) 第3号区分 33,350円

(4) 第4号区分25,000円

(5) 第5号区分20,850円

(6) 第6号区分16,700円

(7) 第7号区分零

2 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級並びに職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

3 退職し又は死亡した者のうち自己都合退職者（負傷若しくは病気又は死亡によらず自己の都合により退職した者をいう。以下同じ。）でその勤続期間が10年以上24年以下の者及び自己都合退職者以外のものでその勤続期間が5年未満の者に対する退職手当の調整額は第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

4 第1項に定める退職金の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 自己都合退職者でその勤続期間が10年未満の者

(2) その者の非違により退職した者で退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）を受けた者

（起訴中に退職した場合等の退職金の取扱い）

第13条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した職員に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職金の支給の一時差止）

第14条 理事長は、退職した職員に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職金を支給することが、機構の信

用を確保し、退職金制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職金の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職金の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職金の返納)

第15条 退職した職員に対し退職金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職金の全部又は一部を返納させることができる。

(弔慰金)

第16条 職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における本給の月額に100分の400を乗じて得た額を、弔慰金としてその遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第17条 第3条及び前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号によるものとし、第2号及び第3号に掲げるものの優先順位はそれぞれ当該各号に掲げる順とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚

姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持し又は生計を共にしていたもの

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの

2 前項第2号及び第3号中、父母については、養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第18条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から適用する。

2 機構の設立の際、旧勤労者退職金共済機構の職員であった者であって、引き続き機構の職員となったもの(以下「継続職員」という。)の在職期間の算定については、第7条及び第8条の規定にかかわらず、当該職員の旧機構並びに旧中小企業退職金共済事業団(以下「旧事業団」という。)又は旧建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合(旧建設業退職金共済組合、旧清酒製造業退職金共済組合及び旧建設業・清酒製造業退職金共済組合を含む。)の職員であった期間を機構の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 継続職員に係る退職金の額の計算については別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から適用する。

2 第5条及び第14条の本給の月額には、独立行政法人勤労者退職金共済機構職員給与規程(平成18年4月1日改正)附則第2項に定める差額を含めないものとする。

3 平成18年3月31日に在籍する職員が、適用日以後に退職した場合は、その者が平成18年3月31日に退職したものとし、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給の月額を基礎として

計算した退職手当の額が、その者の退職日における本給の月額及び退職日までの勤続期間を基礎として計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から適用する。
- 2 職員がこの規程の適用日以後平成23年3月31日までの間に退職し又は死亡した場合にその者に支給すべき退職手当の額は、改正前の独立行政法人勤労者退職金共済機構職員退職手当規程（平成18年10月2日改正）により計算した退職手当の額とする。

職員退職手当規程第12条第2項において別に定める職員の区分については、次のとおり定める。(別表)

第1号区分	独立行政法人勤労者退職金共済機構職員給与規程別表(以下「給与別表」という。)において参事の適用を受けたもの
第2号区分	給与別表において副参事の適用を受けたもののうち課長、室長の職にあったもの
第3号区分	給与別表において副参事の適用を受けたもののうち調査役、考査役の職にあったもの
第4号区分	給与別表において主事の適用を受けたもの
第5号区分	給与別表において副主事の適用を受けたもののうち係長の職にあったもの
第6号区分	給与別表において副主事の適用を受けたもののうち主任の職にあったもの
第7号区分	給与別表において上記以外の職にあったもの